

電力広域的運営推進機関の 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

平成28年9月14日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月15日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御検討を頂く。

主なポイント

1. 手続きの流れ

広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の46第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされており、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の10第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

2. 変更の内容

電気事業者による広域機関への供給計画の案及び供給計画の提出期限について、資料5-3のとおり変更を行うもの。

3. 認可申請に係る意見

変更内容について、電力の適正な取引の確保の観点から審査した結果、特段の問題はないと判断されるため、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

以 上

(参考) 変更の主旨

- 広域機関が、供給計画取りまとめのうえ、3月末までに経済産業大臣へ提出できるように、電気事業者の本機関への提出スケジュールを前倒
- 小売・発電・送電・特定送配電事業者の増加（800社以上）を踏まえ、供給計画（案）の内容確認及び調整に要する期間を現行の規定より長めに設定
- 小売・発電・送電・特定送配電事業者の提出期日を一般送配電事業者の提出期日より前に設定
- 長期（第3～第10年度）及び年間（第1～第2年度）の提出期日の同一化による各電気事業者との内容調整業務の効率化